

議案第9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正する条例

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

2. 条例改正の目的

国家公務員や警察職員、近隣他団体との待遇面での均衡を図るとともに、緊急消防援助隊は他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成する性格を考慮し、緊急消防援助隊として出動した場合に支給する手当を新たに創設する。

3. 条例改正の主な内容

消防職員の特殊勤務手当に、次の内容を新たに設ける。

支給対象職員	支給額
緊急消防援助隊として出勤し、その業務に従事した職員	日額2,000円

※この手当を支給する場合、交代勤務制として夜間勤務に従事した職員への手当等の他消防職員業務従事手当は支給しない。

※支給対象業務は、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務等を想定している。

4. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

議案の
件名

議案第9号

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他
()

〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本条例は、消防職員が緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した場合に支給する特殊勤務手当を新たに創設することを目的とする。		国家公務員や警察職員、近隣他団体（枚方寝屋川消防組合、大東四條畷消防組合、守口市門真市消防組合等）において、同様の手当が実施されている。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
国家公務員や警察職員、近隣他団体の給与規定との待遇面での均衡を図るため。		消防職員が緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した場合に月額2,000円を支給する。			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
消防職員が緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した場合の特殊勤務手当について、国家公務員や警察職員、近隣他団体の給与規定との待遇面での均衡や緊急消防援助隊の性格を鑑み、手当を新たに創設する改正を行う。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）	

新				旧			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
備考 緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した職員に対する消防職員業務従事手当を支給する場合は、他の消防職員業務従事手当は支給しない。							